

資料提供(説明付き) 令和2年5月28日(木) 14時30分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部 環境政策課 (電話059-229-3139)	環境政策課長 吉住 充弘

## 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出依頼事務に係る 資料の誤送付について

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、本市内の事業系一般廃棄物多量排出事業者等を対象に実施したごみ減量化・資源化の取組状況調査において、電子メールによる調査依頼を行った際に、本来行政内部で保管することを目的として作成した各事業者の取組に係る資料を誤って添付して送信してしまいました。その詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1 経過

事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進することを目的として、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、毎年、本市内の事業系一般廃棄物多量排出事業者等を対象に事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を求めることで、各事業者のごみ減量化・資源化の取組状況についての調査を実施しており、令和2年度は5月20日付けで依頼文書を発送し、421の事業者を対象に当該調査を依頼しました。

当該調査は、従来郵送により依頼を行っており、依頼文書のほかに調査書、記入例、前年度調査結果の取りまとめ資料など8種類の資料を添付していましたが、今年度からは事務の効率化・簡素化を目的として、希望する事業者には電子メールにより調査を依頼することとし、対象事業者のうち154の事業者に対して電子メールの送信により調査依頼を行いました。

電子メールを送信した際に添付した資料のうち、令和元年度における当該調査結果を取りまとめた資料(エクセルファイル)中に、各事業者が平成30年度に資源化処理した廃棄物の量、温暖化対策の実施状況等の本来行政内部で保管することを目的として作成した489の事業者に係る個々の取組状況等を記載した資料を誤って添付しました。

このことは、令和2年5月26日(火)午前11時30分頃に電子メールで調査依頼を行った事業者からの電話連絡による指摘を受け判明しました。

その後、関係する489の事業者に対し、180の事業者には、同月27日(水)に電子メールでお詫びし、うち154の事業者には、誤って送信した資料(エクセルファイル)の削除を併せてお願いしました。また、同月28日(木)午前中に、290の事業者に郵送でお詫びの文書を発送すると共に、19の事業者には直接説明を行いお詫びしました。

## 2 誤送信の原因

電子メールでの調査依頼文書を作成する際に、添付する資料(エクセルファイル)の誤りに気付かなかったこと、また、同文書を電子メールで送信する際に、担当課内の複数の職員で内容を確認しなかったことが原因です。

## 3 今後の対応

今後は、市から電子メール等で照会文書等を外部に送信する際には、複数の職員が内容等を確認できるよう送付前に同担当内の他の職員宛てに送信して、別の職員による多重の確認を徹底することで、再発を防止します。

また、関係する489事業者のうち、電子メール又は郵送文書にてお詫びした470の事業者に対しては、改めて環境部職員が各事業者を訪問し、事情の説明とお詫びをします。